

基本方針について(メモ)

〔本メモにおいて、「法」とは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」を指し、その他の用語についても法に規定されているものを指す。〕

1.基本方針の性格

(1)基本方針については、法で次のとおり規定されており、「公共施設等の管理者等」が特定事業を実施するに当たって踏まえるべき基本的な事項を定めるものとされている。

(基本方針)

第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項(地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の促進のために必要な事項に係るもの)を定めるものとする。

一～五 (略)

3～6 (略)

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という)を定めるものとする。

2～4 (略)

(特定事業の選定)

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(2)特定事業として多種多様な公共施設等の整備等が対象とされていることから、基本方針においては、共通する基本的な事項を定めることが必要であり、併せて様々な特定事業が法に基づく選定事業として実施され得るよう配慮が必要と考えられる。

2.基本方針において定める事項について

次の一から五の各事項は法第四条第二項で基本方針に定めることが規定されている。基本方針策定に当たってご審議いただくことが必要な事項としては、以下のようなものが考えられる。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

- ・特定事業の対象として取り上げるべきものについての基本的考え方如何。
- ・民間事業者の発案があった場合の対応の在り方如何。
- ・実施方針の策定、公表に当たっての基本的考え方如何。
- ・特定事業の選定についての基本的考え方如何。

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

- ・民間事業者及びその提案の選定についての基本的考え方如何。
- ・選定の透明性の確保についての配慮事項如何。

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

- ・官民の責任分担及びその明確化についての基本的考え方如何。
- ・適正かつ確実な事業の実施のためにあらかじめ契約等で定めるべき事項如何。

四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

- ・公共施設等の管理者等が実施方針において明確にすべき事項如何。

五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

- ・その他、公共施設等の管理者等が特定事業を実施するに当たって、基本的な事項として定めるべき内容如何。

< 参考 >

(基本理念)

- 第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。
- 2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

(基本方針)

- 第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。
- 2 (略)
- 3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。
- 一 特定事業の選定については、公共性を確保しつつ事業に要する費用の縮減等資金の効率的使用を図るとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。
 - 二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。
 - 三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。

(実施方針)

- 第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という)を定めるものとする。
- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
- 一 特定事業の選定に関する事項
 - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
 - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
 - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - 五 第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
 - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
 - 八 その他特定事業の実施に関し必要な事項
- 3~ 4 (略)